

# 代理申請をされる方へ

パスポートの新規申請は、申請者本人に代わって代理人が申請書類を提出することができます。ただし、以下の方は代理申請できませんので、必ず申請者本人が申請にお越しく下さい。

- ・香川県内に住民登録のない方
- ・申請書表面の「刑罰等関係」で、一つでも「はい」に該当する方
- ・有効な旅券を紛(焼)失した方

## <代理申請の手順>

- ① 申請者本人が、申請書に記入する。

申請書はパスポートセンターのほか、各県民センター、市町役場などにも置いてあります。申請書の「所持人自署」欄、「刑罰等関係」欄、裏面の「申請者署名」欄、『申請書類等提出委任申出書』等は必ず申請者本人がご記入ください(裏面「注意事項1. 2」参照)。
- ② 申請に必要な書類を揃える。

本人確認書類については、申請者本人と代理人の両方について必要です(裏面「注意事項3. 4」参照)。
- ③ 代理人が申請書、提出書類を持参し、申請する。

申請は、パスポートセンターのほか、各県民センターでも毎週1回特定曜日に受け付けています。
- ④ 代理人は、申請者本人に受理票を渡し、受け取りの説明をしてください。

申請を受理した場合は、受理票をお渡しします。受理票には、交付予定日や受け取り時に持参していただくものが記載されていますので、代理人は申請者本人に受理票を渡し、受け取り時の説明をしてください。
- ⑤ 申請者本人がパスポートを受け取る。

**受け取りは必ず申請者本人です。**  
新規申請の場合、申請して約1週間でパスポートはできあがります。受領証と手数料を持って受け取りにお越しく下さい。

お問い合わせは

香川県パスポートセンターへ TEL 087-825-5111



## 注意事項

### 1 申請書には申請者本人(旅券名義人)の署名が必要です。

申請書には、パスポートに転写される署名など、申請者本人の自筆が必要な箇所があります(詳しくは、『旅券(パスポート)申請のご案内』をご覧ください。)。幼児など、申請者本人が署名することが困難な場合は、代筆が認められていますのでご相談ください。

### 2 指定された方以外は代理人になれません。

申請書裏面の『申請書類等提出委任申出書』は、委任状に相当するもので、ここで代理人を指定していただきます。点線から上の4か所(申請者署名、引受人氏名、申請者との関係、引受人住所)は、必ず申請者本人がご記入ください。申請者本人が署名することが困難な場合は、代筆が認められていますのでご相談ください。なお、申請者が未成年者等で、法定代理人が代わって書類を持参する場合は省略できます。

### 3 本人確認書類は申請者本人と代理人の両者について必要です。

本人確認書類は必ず原本(コピーは不可)をご持参ください。

本人確認書類は、1点でよいものと2点必要なものがあります。詳しくは『旅券(パスポート)申請のご案内』をご覧ください。

### 4 写真は規格にあったものをご持参ください。

パスポートの写真は、写真自体の大きさだけでなく、写っている顔の大きさ、余白部分にまで細かい規格があります(詳しくは、『旅券(パスポート)申請のご案内』をご覧ください。)。規格に合わない場合は差し替えをお願いすることがあります。

### 5 居所申請(香川県内に住民登録のない方の申請)の場合は、代理申請はできません。

詳しくは『住民登録をしている住所地以外にお住まいの方へ』をご覧ください。